

## 学校感染症による出席停止と治癒証明書の提出について

学校感染症にかかった場合は、本人の健康回復と他の感染防止のために出席停止となりますので、医師の指示に従い休養してください。この期間については、通常の欠席からは除外されます。登園の際は、以下の点にご注意いただき、書類を担任にご提出ください。

つきましては、感染症で欠席される場合は、下記のようにお願いいたします。

① 感染が確認された時点で、必ず幼稚園にご連絡ください。(0247-26-2061)

② 感染症にかかったことを証明できる書類の提出

＜インフルエンザ・コロナの場合＞ **\*発熱し受診する場合、証明書を持参し受診してください。**

・本園の様式による「インフルエンザ・コロナ登園許可証（様式1）」の①、②を医師が記入し、解熱した日のみ保護者が記入してください。

**\*持参できなかった場合、受診・投薬日が分かる書類を添付し、保護者が①、③を記入してください。**

**\*家族がインフルエンザ・コロナに感染した場合、他児への感染防止のために一緒にお休みされても欠席扱いにはなりません。お休みできる場合はご協力お願い致します。**

＜インフルエンザ以外の場合＞

・本園の様式による「治癒証明書(様式2)」または「医師の診断書」で、診断名、治療期間がわかり、医師の印があれば結構です。 **胃腸炎の場合、感染性かどうか医師に確認してください。**

③ 提出時期

・登園時に提出。困難な場合は登園後 5 日以内にご提出ください。

\*出席停止となる感染症の種類

病名	出席停止の基準
インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後、3 日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後、3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が、か皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後、2 日を経過するまで
結核	症状により、学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により、学校医等において感染のおそれないと認めるまで
感染性胃腸炎	症状により、学校医等において感染のおそれないと認めるまで
その他、学校で流行が起こった場合、または流行のおそれがある場合、流行を防ぐため、出席停止の措置が必要となりうる感染症があります。	

\*発熱時にはこの用紙を持参し、医師に①、②を記入してもらってください。

(様式 1)

# インフルエンザ・コロナ登園許可証・登園届

組 園児名

インフルエンザ（疑いを含む）・コロナ感染症を認めます。

## 【病名】

インフルエンザ A 型 ・ インフルエンザ B 型 ・ 疑い ・ コロナ

(該当する箇所に○を付けてください)

\*疑いとはインフルエンザの検査で陰性であったが、症状等より医師がインフルエンザと診断した場合。

① 出席停止期間 : 自令和 年 月 日

至令和 年 月 日

発熱日 令和 年 月 日(医師による記入)

解熱日 令和 年 月 日(保護者による記入)

\*出席停止期間は、発熱した日の翌日から 5 日間、及び解熱後 3 日間の両方を満たしている期間です。

令和 年 月 日

② 医療機関名

医師氏名 印

\*受診時に持参できなかった場合、保護者が①と③を記入し投葉依頼書を添付してください。

令和 年 月 日

③ 保護者名

印

# 治療証明書（インフルエンザを除く）

組 園児名

## 【病名】

- 麻疹（はしか）  
 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）  
 風疹  
 結核  
 水痘（みずぼうそう）  
 咽頭結膜熱（プール熱）  
 百日咳  
 髄膜炎菌性髄膜炎  
 その他の感染症

(病名： )

上記の感染症は治癒し、登園を認めます。

出席停止期間： 自令和 年 月 日  
至令和 年 月 日

生活規則（注意点）等

令和 年 月 日

医療機関名

医師氏名

印